

弁護士法人苗村法律事務所主催 Web セミナー

パワハラ防止法施行により企業が行うべき防止措置

～パワハラ防止措置として何をすべきか～

パワーハラスメントをはじめとするハラスメントに関する問題は、法的紛争に発展すると、加害者だけでなく、その雇用主である企業も法的責任を負い、また、企業内における職場環境にも重大な影響を及ぼす可能性があります。特に、パワーハラスメントに対しては、労働施策総合推進法が改正され、2020 年 6 月よりパワハラ防止措置義務として、相談窓口体制の整備等が大企業に義務付けられます。

既にハラスメント相談窓口を設置している企業も多いと思いますが、単に設置するのではなく、実際に相談があった場合には、適切な対応をとることができるように準備しておくことが必要です。

そこで、本セミナーでは、改正された制度の概要とともに、どのような行為がパワーハラスメントに該当するか、予防策、対応策として企業は何をすれば防止措置義務を果たしたことになるのかを解説した後、職場の従業員向けに行うパワハラ研修のデモンストレーションも取り上げますので、皆様奮ってご参加ください。

【 日 時 】 令和 2 年 7 月 2 9 日 (水) 午後 4 時～ 5 時

【 形 式 】 Z o o mによるW e bセミナー

【 講 師 】 弁護士・ニューヨーク州弁護士 苗村 博子

弁護士法人苗村法律事務所代表

国際カルテル捜査案件に携さわる経験を持つ他、国際仲裁案件等も担当。

倒産事件から知財事件まであらゆる企業法務に対応し、現在企業の従業員相談窓口の担当弁護士を務める。

【 司 会 】 弁護士 倉本 武任

中央大学法科大学院卒業、2 0 1 4 年弁護士登録。

企業間訴訟の他、企業内の不祥事対応、景表法違反に対する当局との均衡、企業の倒産案件から金融法務に渡るまで経験し、幅広く企業法務に対応している。

【 申込方法 】 seminar@namura-law.jp まで、社名、部署名、参加される方のお名前を記載の上メールにてお申込みください。
ご参加の方には後日改めて参加用のウェブリンクをメールでお送りさせていただきます。

